

最高裁秘書第1831号

令和8年6月8日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

令和7年2月25日付け（同年3月3日受付、第060471号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 最高裁秘書課として行う開示請求書の受付及び開示文書の交付は、最高裁の敷地入口で行うことを決定した際の文書
- (2) 最高裁判所庁舎内に掲げられている総合案内板（法廷棟、図書館棟、事務棟及び裁判棟の案内が書いてあるもの）の記載内容が分かる文書

2 開示しないこととした理由

- (1) 1の(1)の文書は、作成又は取得していない。
- (2) 1の(2)の文書は、存在しない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）